選挙運動用自動車運転手の雇用契約書

　　　　　　　　　　選挙候補者　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）とは、選挙運動用自動車の運転業務について、次のとおり契約を締結する。

　（趣旨）

第１条　乙は、甲が指定する選挙運動用自動車の運転業務を行うものとする。

　（契約期間）

第２条　この契約の期間は、令和　年　　月　　日から令和　年　　月　　　日ま

でとする。

　（契約金額）

第３条　この契約の契約金額は　　　　　　　円（１日当たり　　　　円）とする。

　（請求）

第４条　この契約に基づく契約金額で八潮市議会議員及び八潮市長の選挙における

選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例第４条に基づく公費負担限度額以

内の額については、選挙の期日後、乙は公職選挙法の規定に基づき八潮市に対し

て請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅延なく行わなければならない。

ただし、甲の供託物が没収された場合には、契約料は甲が支払うものとする。な

お、八潮市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し不足額

を速やかに支払うものとする。

　（定めのない事項等）

第５条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じたときは、甲、

乙協議して定めるものとする。

　　この契約を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ１

通を保有する。

　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 氏名　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 氏名　　　　　　　　　　　㊞